

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款**をおすすめしています



- アフラックのホームページ(<https://www.aflac.co.jp/>)上で、いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
- 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように**保管する必要がありません。**
- ▶▶ **Web 約款**の特長、閲覧方法など、詳しくは **その他重要事項 P.48**をご確認ください。

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック コールセンター **通話料 無料** **0120-5555-95** **受付時間** 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
※祝日を除きます。

アフラック「ご契約者様専用サイト」なら、お手続きがとってもスムーズ!

スマートフォンやパソコンからお手軽に、契約内容のご確認や各種手続きのお申し出ができます

「ご契約者様専用サイト」3つのメリット

ご加入いただいている保険の契約内容をスマートフォンやパソコンで確認できます。

住所・電話番号の変更、クレジットカード払いの申込み/ご利用カードの変更など、各種お手続きができます。

生命保険料控除証明書(*)、保険証券の再発行のお申し込みができます。
(*)9月～翌年3月のみお申し込みができます。

ご登録はとってもカンタン!

まずはスマートフォン・パソコンからアクセス

ご登録はこちら

かんたんアフラック 検索
<https://www.aflac.co.jp/ca11>



ご用意いただくもの

証券番号

※お手元に保険証券もしくはアフラックメール(1年に1度お送りしているご契約内容確認書類)をご用意ください。

ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは
〈募集代理店〉

- 本冊子に記載の保障内容などは、2019年6月24日現在のものです。
- 本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

アフラックは代理店制度を採用しています。
募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱っている場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

あなたの保障を最新化



病気になった人も保障を最新化



ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

※「医療保険EVERプラス」は医療保険に中途付加する特約の総称です。

保存版

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01~31

契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- 保険の特長・しくみは？
- どんなときに給付金・保険金などが支払われるの？
- 保険料払込みの流れは？
- 契約できる条件は？

など

注意喚起情報

P.32~41

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項やお客様にとって不利益となる事項を記載しています。

- 告知とは？
- 申込みを撤回したいときは？
- 保障の開始はいつ？
- 給付金・保険金を請求するときは？

など

その他重要事項

P.42~48

お申込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

本冊子で使用するマークについて



特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。



条件など補足事項を記載しています。



「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。



保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

もくじ

特長・しくみ

- 01 各特約の特長 2
- 02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) ... 2

給付金・保険金など

- 03 給付金などのお支払い 12
- 04 契約者配当金・解約払戻金 22

保険料

- 05 保険料の払込方法 23
- 06 保険料払込みの流れ 25
- 07 保険料に関する留意事項 26

ご契約のお引受け

- 08 お引受けの条件 28

ご契約の更新

- 09 特約の更新・継続について 31

01 各特約の特長

通院特約	主契約(または災害入院特約)の入院給付金が支払われる入院前後の通院を保障します。
総合先進医療特約	先進医療を受けた場合、給付金をお支払いします。
入院一時金特約	主契約(または災害入院特約)の入院給付金が支払われる入院1回につき、入院一時金をお支払いします。
ケガの特約	ケガで所定の状態に該当した場合、給付金をお支払いします。
女性疾病入院特約	女性特有の病気で入院した場合、入院給付金を上乗せしてお支払いします。
女性特定手術特約	女性特有の手術を受けた場合、給付金をお支払いします。
三大疾病一時金特約	三大疾病 ^{④用語} で所定の状態に該当した場合、一時金をお支払いします。(2年に1回、回数無制限)
三大疾病無制限型長期入院特約	三大疾病を含む病気・ケガの1回の入院はそれぞれ365日まで保障します。365日を超えた入院が三大疾病の場合、日数に制限なく保障します。
就労所得保障一時金特約	病気・ケガで、所定の就労困難状態に該当した場合、一時金をお支払いします。
精神疾患保障一時金特約	所定の精神疾患で、所定の就労困難状態に該当した場合、一時金をお支払いします。
介護一時金特約	所定の要介護状態に該当した場合、一時金をお支払いします。
認知症介護一時金特約	認知症による所定の要介護状態に該当した場合、一時金をお支払いします。
終身特約	万が一の死亡・高度障害を保障します。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

各特約の中途付加の対象となるご契約中の「医療保険(主契約)」は以下のとおりです。本冊子ではご契約中の商品について、「正式名称」で記載しております。販売名称と正式名称については、以下をご確認ください。

販売名称	正式名称
一生いっしょの医療保険 EVER ^(*1)	疾病入院保険
将来、保険料が半額になる医療保険 EVER HALF	医療保険〔2005〕
もらえる頼れる医療保険 EVER ボーナス	
将来、保険料がゼロになる医療保険 EVER 払済タイプ	
もっと頼れる医療保険 新EVER	医療保険〔2009〕
ちゃんと応える医療保険 EVER	医療保険〔無解約払戻金〕
ちゃんと応える医療保険 レディースEVER	
ちゃんと応える医療保険 介護EVER	
引受基準緩和型医療保険 やさしいEVER	引受基準緩和型医療保険
健康に不安がある人も入りやすい医療保険 新やさしいEVER	引受基準緩和型新医療保険
もっとやさしいEVER	引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕
ちゃんと応える医療保険 やさしいEVER	引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕

(*1)短期入院追加特約および低解約払戻金特約が付加された疾病入院保険のうち、保険金不担保特約が付加されていないものも含まれます。

④用語

- 「三大疾病」とは
がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。

現在ご契約中の「医療保険」(主契約)に中途付加できる特約は以下のとおりです。

現在ご契約中の「医療保険」 特約	中途付加できる：○			
	疾病入院保険	医療保険〔2005〕/ 医療保険〔2009〕	医療保険〔無解約払戻金〕/ 引受基準緩和型医療保険/ 引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕	引受基準緩和型新医療保険/ 引受基準緩和型医療保険 〔無解約払戻金〕
通院特約	○ ^{(*2)(*3)}	○ ^(*2)	○	○ ^(*2)
総合先進医療特約	○	○	○	○
入院一時金特約	○ ^(*3)	○	○	○
ケガの特約	○	○	○	○
女性疾病入院特約 ^(*4)	○	○	○	○
女性特定手術特約	○	○	○	○
三大疾病一時金特約	○	○	○	○
三大疾病無制限型長期入院特約	○ ^{(*3)(*5)}	○ ^(*5)	○	○
就労所得保障一時金特約	○	○	○	○
精神疾患保障一時金特約 ^(*6)	○	○	○	○
介護一時金特約	○	○	○	○
認知症介護一時金特約	○	○	○	○
終身特約	○	○	○	○

※以下の主契約については特約を中途付加することはできません。

- ①主契約が有効な状態ではない場合(失効中の契約を含む) ②主契約の保険料払込期間が2年払済/5年払済/10年払済の場合 ③主契約が保険料払込期間満了後の場合 ④主契約が保険料払込免除となっている契約 ⑤前納期間中の契約 ⑥その他、会社の定める条件を満たさないとき

- (*2) 通院特約(通院特約〔2013〕、引受基準緩和型通院特約Aを除く)が付加されている場合、中途付加できません。
- (*3) 主契約に災害入院特約が付加されている場合のみ、中途付加できます。
- (*4) 主契約の入院給付金日額が5,000円未満の場合、中途付加できません。
- (*5) 長期入院給付特約が付加されている場合、中途付加できません。
- (*6) 就労所得保障一時金特約と同時に申し込まない場合、ご契約中の主契約に就労所得保障一時金特約が付加されている場合のみ、中途付加できます。

■「特別保険料率に関する特則」について

- ・被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けする場合があります。
- ・「特別保険料率に関する特則」を付加してお申込みいただいた場合でも、健康状態によっては、お申込みの特約のすべて、または一部について「特別保険料率に関する特則」を付加せずにご契約をお引受けする場合があります。
- ・「ケガの特約」「女性疾病入院特約」「女性特定手術特約」「就労所得保障一時金特約」「精神疾患保障一時金特約」には、「特別保険料率に関する特則」の取扱いはありません。ただし、主契約に「三大疾病保険料払込免除特約」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」が付加されている場合、中途付加した特約に適用される「三大疾病保険料払込免除特約」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」の保険料率は、特約中途付加時点の健康状態で判定された保険料率が適用されます(「ケガの特約」は除く)。
- ・「特別保険料率に関する特則」の条件を付けてお引受けする場合、お客様あてに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。ご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出いただく場合があります。
- ・本特則のみを解約することはできません。

- 主契約が引受基準緩和型の医療保険または「特別保険料率に関する特則」が付加されている医療保険〔無解約払戻金〕の場合、特約中途付加時点の健康状態によっては、特約を中途付加するよりも「特別保険料率に関する特則」が付加されていない医療保険〔無解約払戻金〕に新たに加入する方が保険料が安くなる場合があります。

特約の保険期間、保険料払込期間

主契約の種類や特約の種類によって、保険期間、保険料払込期間、契約年齢が異なります。
※特約中途付加した場合、特約保険料の払方タイプが半額タイプのお取扱いはありません。

【主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」、「医療保険〔2009〕」で、特約を中途付加する場合】

販売名称	正式名称	特約の保険期間	特約の保険料払込期間	主契約の保険料払込期間	特約の契約年齢 (*1)(*2)
通院特約	通院特約〔2013〕	終身	終身	終身	0歳～満85歳
				終身(60歳半額タイプ)	0歳～満85歳
				終身(65歳半額タイプ)	0歳～満85歳
60歳払済	0歳～満58歳				
65歳払済	0歳～満63歳				
60歳払済	0歳～満55歳				
入院一時金特約	入院一時金特約	終身	終身	終身	0歳～満85歳
				終身(65歳半額タイプ)	0歳～満85歳
				60歳払済	0歳～満58歳
65歳払済	0歳～満63歳				
60歳払済	0歳～満55歳				
65歳払済	0歳～満60歳				
女性疾病入院特約	女性疾病入院特約〔2013〕	終身	終身	終身	0歳～満85歳
				終身(60歳半額タイプ)	0歳～満85歳
				終身(65歳半額タイプ)	0歳～満85歳
60歳払済	0歳～満58歳				
65歳払済	0歳～満63歳				
60歳払済	0歳～満55歳				
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金特約	終身	終身	終身	0歳～満85歳
				終身(60歳半額タイプ)	0歳～満85歳
				終身(65歳半額タイプ)	0歳～満85歳
60歳払済	0歳～満58歳				
65歳払済	0歳～満63歳				
60歳払済	0歳～満55歳				
総合先進医療特約	総合先進医療特約〔2012〕	10年満期 (*3)(*4)	10年(*4)	終身	0歳～満85歳
				終身(60歳半額タイプ)	0歳～満85歳
				終身(65歳半額タイプ)	0歳～満85歳
60歳払済	0歳～満55歳				
65歳払済	0歳～満60歳				
60歳払済	0歳～満55歳				
三大疾病無制限型長期入院特約	三大疾病無制限型長期入院特約	10年満期 (*3)(*4)	10年(*4)	終身	0歳～満85歳
				終身(60歳半額タイプ)	0歳～満85歳
				終身(65歳半額タイプ)	0歳～満85歳
60歳払済	0歳～満55歳				
65歳払済	0歳～満60歳				
60歳払済	0歳～満55歳				
ケガの特約	傷害特約〔医療保険〕	1年満期 (*5)(*6)	1年(*6)	終身	0歳～満68歳
				終身(60歳半額タイプ)	0歳～満68歳
				終身(65歳半額タイプ)	0歳～満68歳
				60歳払済	0歳～満55歳
				65歳払済	0歳～満60歳
女性特定手術特約	女性特定手術特約	10年満期 (*3)(*4)	10年(*4)	終身	満15歳～満70歳
				終身(60歳半額タイプ)	満15歳～満70歳
				終身(65歳半額タイプ)	満15歳～満70歳
				60歳払済	満15歳～満55歳
				65歳払済	満15歳～満60歳
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金特約	60歳満期	60歳	終身	満18歳～満55歳
				終身(60歳半額タイプ)	満18歳～満55歳
				終身(65歳半額タイプ)	満18歳～満55歳
				60歳払済	満18歳～満55歳
				65歳払済	満18歳～満55歳
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約	65歳満期	65歳	終身	満18歳～満60歳
				終身(60歳半額タイプ)	満18歳～満60歳
				終身(65歳半額タイプ)	満18歳～満60歳
				60歳払済	中途付加できません
				65歳払済	満18歳～満60歳
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約	70歳満期	70歳	終身	満18歳～満65歳
				終身(60歳半額タイプ)	満18歳～満65歳
				終身(65歳半額タイプ)	満18歳～満65歳
				60歳払済	中途付加できません
				65歳払済	中途付加できません

販売名称	正式名称	特約の保険期間	特約の保険料払込期間	主契約の保険料払込期間	特約の契約年齢 (*1)(*2)
介護一時金特約	介護一時金特約	終身	終身	終身	満18歳～満85歳
				終身(60歳半額タイプ)	満18歳～満85歳
				終身(65歳半額タイプ)	満18歳～満85歳
60歳払済	満18歳～満58歳				
65歳払済	満18歳～満63歳				
60歳払済	満18歳～満55歳				
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金特約	終身	終身	60歳払済	満18歳～満55歳
				65歳払済	満18歳～満60歳
				60歳払済	満18歳～満55歳
65歳払済	満18歳～満60歳				
60歳払済	満18歳～満55歳				
65歳払済	満18歳～満60歳				
終身特約	終身特約〔低解約払戻金〕	終身	終身	終身	満3歳～満85歳
				終身(60歳半額タイプ)	満3歳～満85歳
				終身(65歳半額タイプ)	満3歳～満85歳
				60歳払済	満3歳～満58歳
				65歳払済	満3歳～満63歳
60歳払済	満3歳～満55歳				
65歳払済	満3歳～満60歳				

- (*1) 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日(用語)時点における満年齢となります。主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日(用語)時点における満年齢となります(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢)。
- (*2) 「特別保険料率に関する特則」を付加する場合、契約年齢は満20歳以上となります。
- (*3) 自動更新により、所定の年齢まで保障を継続することができます。
- (*4) 主契約の保険料払込期間が払済の場合の特約保険期間の満了の時期は、次のいずれか早い方となります。
 - ① 特約の中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日(中途付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日)から10年後の時点
 - ② 主契約の保険料払込期間満了日
- (*5) 最長70歳まで保障を継続することができます。
- (*6) 特約の付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は1年です。特約の付加日と主契約の年単位の契約応当日とが異なる場合は、初年度が特約の付加日から主契約の年単位の契約応当日の前日までで、次年度以降は1年となります。

▶▶ 特約の更新・継続について、詳しくは 09 特約の更新・継続について [P.31] をご確認ください。

次ページへ続く▶

用語

- 「中途付加日」とは
特約を主契約に中途付加して締結する際に、ご契約者が指定した月の主契約の契約応当日をいいます。
- 「契約応当日」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日をいいます。

【主契約が「医療保険〔無解約払戻金〕」で、特約を中途付加する場合】

販売名称	正式名称	特約の保険期間	特約の保険料払込期間	主契約の保険料払込期間	特約の契約年齢 (*1)(*2)				
通院特約	通院特約〔2013〕	終身	終身	終身	0歳～満85歳				
				終身(60歳半額タイプ)	0歳～満85歳				
入院一時金特約	入院一時金特約			終身(65歳半額タイプ)	満7歳～満85歳				
女性疾病入院特約	女性疾病入院特約〔2013〕			60歳払済	0歳～満58歳				
				65歳払済	0歳～満63歳				
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金特約			60歳払済	0歳～満55歳				
		65歳払済	0歳～満60歳						
総合先進医療特約	総合先進医療特約〔2012〕	10年満期 (*3)(*4)	10年(*4)	終身	0歳～満85歳				
				終身(60歳半額タイプ)	0歳～満85歳				
三大疾病無制限型長期入院特約	三大疾病無制限型長期入院特約			終身(65歳半額タイプ)	満7歳～満85歳				
				60歳払済	0歳～満55歳				
ケガの特約	傷害特約〔医療保険〕			1年満期 (*5)(*6)	1年(*6)	65歳払済	0歳～満60歳		
						終身	0歳～満68歳		
終身(60歳半額タイプ)	0歳～満68歳								
女性特定手術特約	女性特定手術特約	10年満期 (*3)(*4)	10年(*4)			終身(65歳半額タイプ)	満7歳～満68歳		
						60歳払済	0歳～満55歳		
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金特約					60歳満期	60歳	65歳払済	0歳～満60歳
				終身	満15歳～満70歳				
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約			65歳満期	65歳			終身(60歳半額タイプ)	満15歳～満70歳
								終身(65歳半額タイプ)	満15歳～満70歳
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約	70歳満期	70歳					60歳払済	満15歳～満55歳
								65歳払済	満15歳～満60歳
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約					70歳満期	70歳	終身	満18歳～満55歳
								終身(60歳半額タイプ)	満18歳～満55歳
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約			70歳満期	70歳			終身(65歳半額タイプ)	満18歳～満55歳
								60歳払済	満18歳～満55歳
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約	70歳満期	70歳					65歳払済	満18歳～満55歳
								終身	満18歳～満60歳
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約					70歳満期	70歳	終身(60歳半額タイプ)	満18歳～満60歳
								終身(65歳半額タイプ)	満18歳～満60歳
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約			70歳満期	70歳			60歳払済	中途付加できません
								65歳払済	満18歳～満60歳
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約	70歳満期	70歳					終身	満18歳～満65歳
								終身(60歳半額タイプ)	満18歳～満65歳
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約					70歳満期	70歳	終身(65歳半額タイプ)	満18歳～満65歳
								60歳払済	中途付加できません
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約			70歳満期	70歳			65歳払済	中途付加できません
								終身	満18歳～満65歳

販売名称	正式名称	特約の保険期間	特約の保険料払込期間	主契約の保険料払込期間	特約の契約年齢 (*1)(*2)	
介護一時金特約	介護一時金特約	終身	終身	終身	満18歳～満85歳	
				終身(60歳半額タイプ)	満18歳～満85歳	
				終身(65歳半額タイプ)	満18歳～満85歳	
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金特約			60歳払済	満18歳～満58歳	
				65歳払済	満18歳～満63歳	
				60歳払済	満18歳～満55歳	
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金特約	65歳払済	満18歳～満60歳			
		終身特約 〔低解約払戻金〕	終身	終身	終身	満3歳～満85歳
					終身(60歳半額タイプ)	満3歳～満85歳
終身(65歳半額タイプ)	満7歳～満85歳					
60歳払済	満3歳～満58歳					
65歳払済	満3歳～満63歳					
60歳払済	満3歳～満55歳					
65歳払済	満3歳～満60歳					

- (*1) 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢)。
- (*2) 「特別保険料率に関する特則」を付加する場合、契約年齢は満20歳以上となります。
- (*3) 自動更新により、所定の年齢まで保障を継続することができます。
- (*4) 主契約の保険料払込期間が払済の場合の特約保険期間の満了の時期は、次のいずれか早い方となります。
 - ① 特約の中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日(中途付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日)から10年後の時点
 - ② 主契約の保険料払込期間満了日
- (*5) 最長70歳まで保障を継続することができます。
- (*6) 特約の付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は1年です。特約の付加日と主契約の年単位の契約応当日とが異なる場合は、初年度が特約の付加日から主契約の年単位の契約応当日の前日までで、次年度以降は1年となります。

▶▶ 特約の更新・継続について、詳しくは **09 特約の更新・継続について** [P.31] をご確認ください。

【主契約が「引受基準緩和型医療保険」、「引受基準緩和型新医療保険」、「引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕」、「引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕」で、特約を中途付加する場合】

販売名称	正式名称	特約の 保険期間	特約の保険料 払込期間	主契約の 保険料払込期間	特約の契約年齢 (*1)
通院特約	通院特約 〔2013〕	終身	終身	終身	満20歳～満85歳
入院一時金特約	入院一時金特約				
女性疾病入院特約	女性疾病入院特約 〔2013〕				
三大疾病 一時金特約	三大疾病 一時金特約				
介護一時金特約	介護一時金特約				
認知症介護 一時金特約	認知症介護 一時金特約				
終身特約	終身特約 〔低解約払戻金〕	10年満期 (*2)	10年	終身	満20歳～満85歳
総合先進医療特約	総合先進医療特約 〔2012〕				
三大疾病無制限型 長期入院特約	三大疾病無制限型 長期入院特約				
ケガの特約	傷害特約 〔医療保険〕	1年満期 (*3) (*4)	1年 (*4)	終身	満20歳～満68歳
女性特定手術特約	女性特定手術特約	10年満期 (*2)	10年	終身	満20歳～満70歳
就労所得保障 一時金特約	就労所得保障 一時金特約	60歳満期	60歳	終身	満20歳～満55歳
		65歳満期	65歳	終身	満20歳～満60歳
精神疾患保障 一時金特約	精神疾患保障 一時金特約	70歳満期	70歳	終身	満20歳～満65歳

(*1) 中途付加日時点における満年齢となります。

(*2) 自動更新により、所定の年齢まで保障を継続することができます。

(*3) 最長70歳まで保障を継続することができます。

(*4) 特約の付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は1年です。特約の付加日と主契約の年単位の契約応当日とが異なる場合は、初年度が特約の付加日から主契約の年単位の契約応当日の前日まで、次年度以降は1年となります。

▶▶ 特約の更新・継続について、詳しくは **09 特約の更新・継続** について **P.31** をご確認ください。

■ 「リビング・ニーズ特約」について

「終身特約」と同時に「リビング・ニーズ特約」を付加できます。
被保険者の余命が6か月以内と判断されるときにリビング・ニーズ保険金をお支払いします。

▶▶ 詳しくは **しおり** 「リビング・ニーズ特約」について をご確認ください。

■ 「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金・保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶▶ 詳しくは **しおり** 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

「指定代理請求特約」を付加する場合、別途手続きが必要となります(この冊子に記載の他の特約を中途付加されても自動的に付加されません)。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

次ページへ続く▶

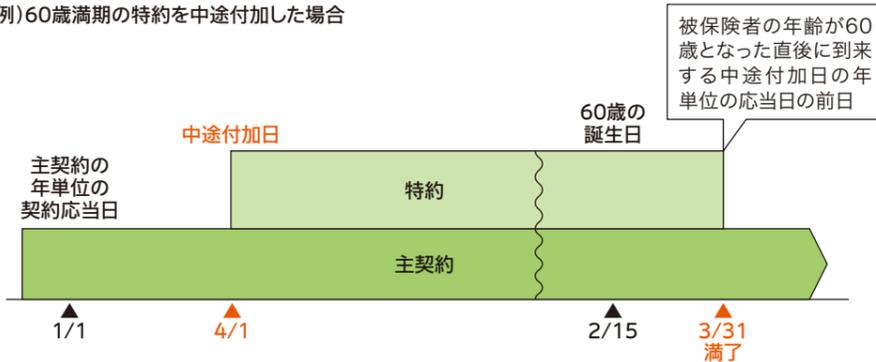
特約を中途付加した場合の特約の保険期間について

保険期間が60・65・70歳満期の特約を中途付加した場合の取扱いについて

①主契約の保険料払込期間が終身の場合

・特約の保険期間の満了の時期は、特約の中途付加日を基準として定まります。

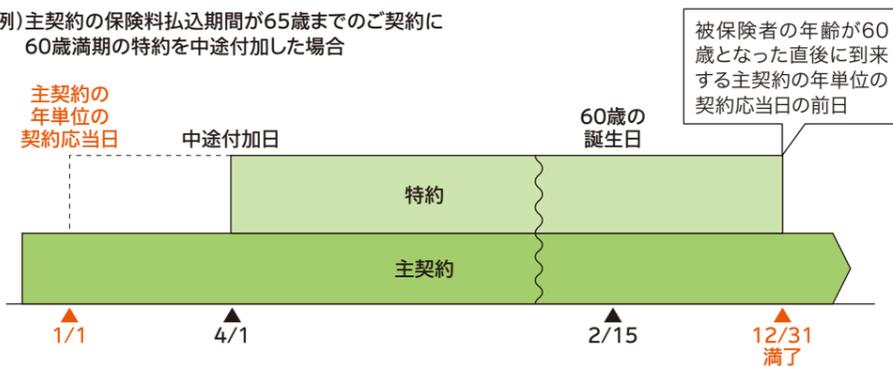
(例)60歳満期の特約を中途付加した場合



②主契約の保険料払込期間が払済タイプの場合

・特約の保険期間の満了の時期は、主契約の年単位の契約応当日を基準として定まります。

(例)主契約の保険料払込期間が65歳までのご契約に60歳満期の特約を中途付加した場合

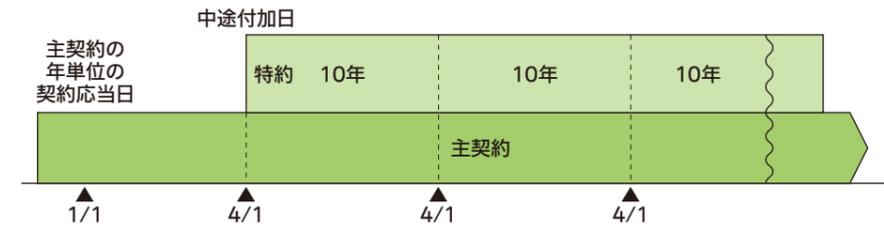


保険期間が10年満期の特約を中途付加した場合の取扱いについて

①主契約の保険料払込期間が終身の場合

・特約の保険期間の満了の時期は、特約の中途付加日から10年後の時点となります。

(例)月払の場合



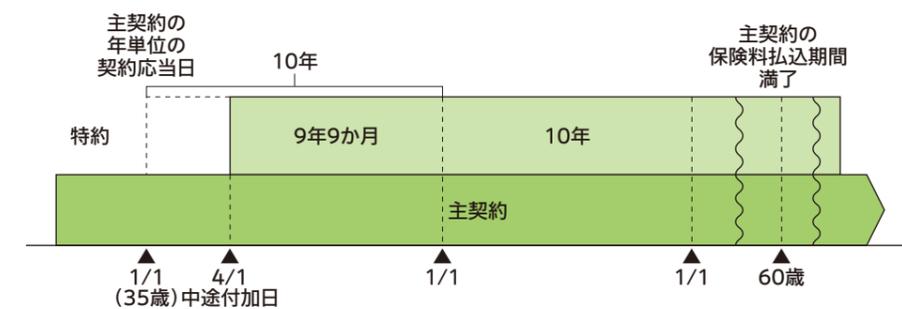
②主契約の保険料払込期間が払済タイプの場合

・特約の保険期間の満了の時期は、次のいずれか早い方となります。

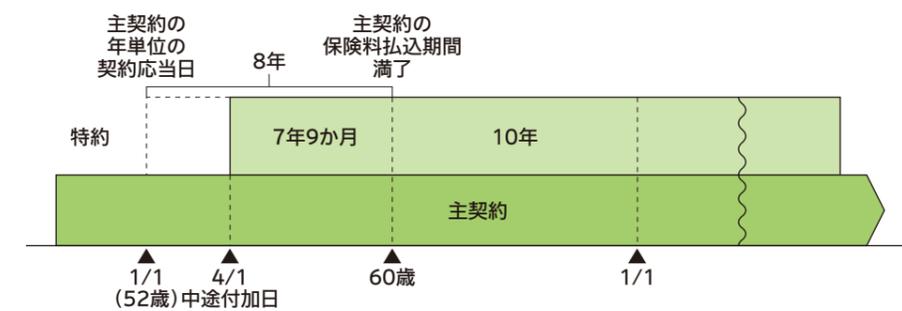
A	特約の中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日 (中途付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日) から10年後の時点
B	主契約の保険料払込期間満了日

(例)

A:主契約の保険料払込期間が60歳までの契約に、35歳で特約中途付加した場合



B:主契約の保険料払込期間が60歳までの契約に、52歳で特約中途付加した場合



03 給付金などのお支払い

▶▶参照 **しおり** 各種特約のお支払いについて

具体的な支払額については「パンフレット」などをご確認ください。

「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の詳細/制限の例				
通院特約 〔2013〕	疾病通院給付金 災害通院給付金	主契約(*1)の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院の原因となった病気・ケガの治療を目的として通院したとき(往診を含む)	1日につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 病気・ケガそれぞれ1回の通院給付金の支払対象期間中(*2)、最高30日まで 病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで (*2)支払対象期間は、入院を始めた日の前日からさかのぼって60日以内、および退院日の翌日から120日以内です。なお、1回の入院 用語とみなされる複数の入院をした場合、最初の入院前60日から最終の入院の退院後120日までの期間を対象期間とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 疾病通院給付金と災害通院給付金の両方の支払事由に該当した場合は、災害通院給付金をお支払いします。 主契約(*1)の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる日については、疾病通院給付金・災害通院給付金は支払われません。 主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」または「引受基準緩和型医療保険」の場合、災害通院保障期間は満90歳に達した後に到来する最初の主契約(*4)の年単位の契約当日の前日までとなります。 主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」または「引受基準緩和型医療保険」の場合、つぎのいずれかの事由が生じたときを含んで継続している疾病(災害)通院期間中に、支払事由に該当する通院をしたときは、この特約の保障期間中の通院とみなして取扱います。 <table border="1"> <tr> <td>疾病入院保険 医療保険〔2005〕</td> <td>①災害通院給付金の災害通院保障期間が満了したとき ②主契約の高度障害保険金が支払われたことにより、この特約が消滅したとき</td> </tr> <tr> <td>引受基準緩和型医療保険</td> <td>①災害通院給付金の災害通院保障期間が満了したとき</td> </tr> </table>	疾病入院保険 医療保険〔2005〕	①災害通院給付金の災害通院保障期間が満了したとき ②主契約の高度障害保険金が支払われたことにより、この特約が消滅したとき	引受基準緩和型医療保険	①災害通院給付金の災害通院保障期間が満了したとき
					疾病入院保険 医療保険〔2005〕	①災害通院給付金の災害通院保障期間が満了したとき ②主契約の高度障害保険金が支払われたことにより、この特約が消滅したとき			
引受基準緩和型医療保険	①災害通院給付金の災害通院保障期間が満了したとき								
<table border="1"> <tr> <td>支払対象</td> <td>往診</td> </tr> <tr> <td>支払対象外</td> <td>薬の受取りのみの場合など</td> </tr> </table>	支払対象	往診	支払対象外	薬の受取りのみの場合など					
支払対象	往診								
支払対象外	薬の受取りのみの場合など								
総合先進医療特約 〔2012〕	先進医療給付金	病気・ケガで先進医療を受けたとき ▶▶先進医療については その他重要事項 P.45 をご確認ください。	1回につき先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで	<table border="1"> <tr> <td>支払対象外</td> <td>医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合</td> </tr> </table>	支払対象外	医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合		
支払対象外	医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合								
入院一時金特約	入院一時金	主契約(*1)の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき特約給付金額	支払回数は無制限	<ul style="list-style-type: none"> 複数回入院した場合で、主契約(*1)によってそれらの入院が1回の入院とみなされるときは、入院一時金を1回分のみお支払いします。 主契約(*1)の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払事由が重複して生じたときは、その入院の入院日から退院日までを継続した1回の入院として入院一時金を1回のみお支払いします。 主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」または「引受基準緩和型医療保険」の場合、災害による入院一時金の保障期間は満90歳に達した後に到来する最初の主契約(*4)の年単位の契約当日の前日までとなります。 				
					<table border="1"> <tr> <td>支払対象外</td> <td>主契約(*1)の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われない入院をしたとき</td> </tr> </table>	支払対象外	主契約(*1)の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われない入院をしたとき		
支払対象外	主契約(*1)の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われない入院をしたとき								
傷害特約 〔医療保険〕 (ケガの特約)	特定損傷給付金	不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を事故の日から180日以内に受けたとき	1回につき特定損傷給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 同一の事故によるお支払いは1回のみ 継続後の保険期間を含め、10回まで 	<table border="1"> <tr> <td>支払対象外</td> <td>骨粗しょう症などによる病的骨折、軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼</td> </tr> </table>	支払対象外	骨粗しょう症などによる病的骨折、軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼		
	支払対象外	骨粗しょう症などによる病的骨折、軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼							
災害通院給付金	不慮の事故によるケガの治療を目的として、事故の日から180日以内に通院したとき	1日につき災害通院給付金日額	<ul style="list-style-type: none"> 同一の事故につき最高30日まで 継続後の保険期間を含め、180日まで 	<p>主契約(*1)の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる日については、災害通院給付金は支払われません。</p> <table border="1"> <tr> <td>支払対象外</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院 治療処置を伴わない薬などの受取りのみの通院 </td> </tr> </table>	支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院 治療処置を伴わない薬などの受取りのみの通院 			
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院 治療処置を伴わない薬などの受取りのみの通院 								

(*1) 主契約が「疾病入院保険」の場合は、主契約または災害入院特約とします。

(*4) 「医療保険〔2005〕(指定年齢後保険料半額特約付)」への変更に関する特約が付加されている場合、「主契約」は「変更前契約」のことをいいます。

次ページへ続く▶

用語

●「1回の入院」とは

【主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」、「医療保険〔2009〕」、「引受基準緩和型医療保険」、「引受基準緩和型新医療保険」、「引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕」の場合】

疾病入院給付金	主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、それらの入院の原因が同一かまたは医学上重要な関係があり、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始したとき
災害入院給付金	主契約(*3)の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、それらの入院の原因となった不慮の事故が同一であるとき

(*3) 主契約が「疾病入院保険」の場合は、災害入院特約とします。

【主契約が「医療保険〔無解約払戻金〕」、「引受基準緩和型医療保険 A〔無解約払戻金〕」の場合】

疾病入院給付金	主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始したとき(同一の病気であるか否かを問いません)
災害入院給付金	主契約の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始したとき(同一の不慮の事故であるか否かを問いません)

具体的な支払額については「パンフレット」などをご確認ください。
 「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金	つぎのいずれかで所定の状態に該当したとき ・がん(悪性新生物) ・急性心筋梗塞(再発性心筋梗塞を含む) ・脳卒中	1回につき特約給付金額	・2年に1回を限度 ・支払回数は無制限	①初回 つぎのいずれかに該当したとき (ア) 初めてがん診断確定されたとき ※がんの保障開始には、3か月の「待ち期間」があります。詳しくは「注意喚起情報 P.36」をご確認ください。 なお、3か月の「待ち期間」の間がんと診断確定された場合、がんは保障の対象とはなりません。急性心筋梗塞・脳卒中を対象として保障を継続します。診断確定日から6か月以内に契約者からの申し出があった場合、「三大疾病一時金特約」は無効となります。 (イ) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、手術を受けたとき (ウ) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、継続20日以上入院(*1)(*2)をしたとき(20日を経過するまでに死亡した場合を含む) ②2回目以降 前回の三大疾病一時金のお支払いから2年以上経過後に、つぎのいずれかに該当したとき (ア) がんでつぎのいずれかに該当したとき (a) 初めてがん診断確定されたとき (b) 上記(a)以外の場合：がん診断確定されていて、治療を直接の目的として入院をしているとき (イ) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、手術を受けたとき (ウ) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、継続20日以上入院(*1)(*2)をしたとき(20日を経過するまでに死亡した場合を含む) ・主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、急性心筋梗塞または脳卒中により入院を開始した日からその日を含めて20日を経過する前に、つぎのいずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその入院が継続して20日に達したときは、三大疾病一時金をお支払いします。 「疾病入院保険」：①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと 「医療保険〔2005〕」：①主契約の高度障害保険金が支払われたこと
					がん(悪性新生物) 支払対象外 大腸の粘膜内がん、ポーエン病などの上皮内新生物(上皮内がん、非浸潤がんを含む)、子宮筋腫などの良性新生物
					急性心筋梗塞 支払対象外 急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞以外の虚血性心疾患(狭心症など)
					脳卒中 支払対象 くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、脳血管の異常により脳の血液の循環が急激に障害されることにより24時間以上持続する中枢神経系の脱髄症状を引き起こしたもの
三大疾病無制限型長期入院特約	疾病長期入院給付金 災害長期入院給付金	病気・ケガの治療を目的として、主契約(*3)で支払われる1回の入院の支払限度日数を超える入院をしたとき	1日につき主契約(*3)の入院給付金日額と同額	1回の入院限度 ・病気・ケガそれぞれ、主契約(*3)の1回の入院の支払限度日数60日(120日型は120日)と合算して365日まで ・365日を超えた入院が三大疾病による場合(*1)、日数は無制限 通算限度 ・病気・ケガそれぞれ主契約(*3)と合算して、通算1,095日まで ・通算1,095日を超えた入院が三大疾病による場合(*1)、日数は無制限	・主契約(*3)の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる日については、 疾病長期入院給付金・災害長期入院給付金は支払われません。 ・疾病長期入院給付金と災害長期入院給付金との 重複支払いはありません。 ・主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」または「引受基準緩和型医療保険」の場合、災害長期入院給付金の保障期間は満90歳に達した後に到来する最初の主契約(*4)の年単位の契約応当日の前日までとなります。 ・主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」または「引受基準緩和型医療保険」の場合、「三大疾病無制限型長期入院特約」の支払事由に該当する入院中につぎのいずれかの事由が発生し、その事由が生じた時を含んで継続している入院は、疾病長期入院給付金・災害長期入院給付金の支払いが継続する期間に限り、この特約の保障期間中の入院とみなして取扱います。 「疾病入院保険」：①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅したとき(※三大疾病を原因とする入院をしているときに限ります) ②災害長期入院給付金の災害長期入院保障期間が満了したとき ③主契約の高度障害保険金が支払われたことにより、この特約が消滅したとき 「医療保険〔2005〕」：①災害長期入院給付金の災害長期入院保障期間が満了したとき ②主契約の高度障害保険金が支払われたことにより、この特約が消滅したとき 「引受基準緩和型医療保険」：①災害長期入院給付金の災害長期入院保障期間が満了したとき
					支払対象外 介護を目的とする介護療養型医療施設への入院

(*1) 脳卒中を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳卒中の治療を直接の目的とする入院には該当しません。
 (*2) 介護を目的とする介護療養型医療施設への入院は該当しません。
 (*3) 主契約が「疾病入院保険」の場合は、主契約または災害入院特約とします。
 (*4) 「医療保険〔2005〕(指定年齢後保険料半額特則付)」への変更に係る特約が付加されている場合、「主契約」は「変更前契約」のことをいいます。

具体的な支払額については「パンフレット」などをご確認ください。
 「契約概要」に記載の支払事由や制限の例などは、概要や代表事例を示しています。支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	一時金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例								
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	就労困難状態Aに該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り	<ul style="list-style-type: none"> 就労困難状態Aとは、つぎの①②いずれかに該当する状態をいいます。 <table border="1"> <tr> <td>①入院</td> <td>医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること</td> </tr> <tr> <td>②在宅療養</td> <td>つぎのいずれかに該当する状態 (ア)医師の指示にもとづく在宅療養 医師による治療(*1)が継続しており、かつ日本国内にある自宅など(障害者支援施設などを含まず)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し(*2)、自宅などからの外出が困難な状態(*3) (イ)特定障害状態 約款に定める特定障害状態に該当した状態 ※特定障害状態とは、国民年金法に定める障害等級1級または2級に相当するものとして約款に定めた状態 (ウ)障害等級1級または2級に認定 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(*4)(*5)</td> </tr> </table> 国民年金法に定める障害等級1級または2級に認定された状態とは、つぎの状態などを指します。(2019年2月現在) <ul style="list-style-type: none"> ●両眼の視力の和が0.08以下の眼の障害 ●両耳の聴力レベルが90デシベル以上の聴覚の障害 「就労所得保障一時金特約」の保険期間満了前60日以内に就労困難状態Aに該当し、保険期間満了後にその就労困難状態Aが60日継続したと医師によって診断された場合、一時金をお支払いします。 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、就労困難状態Aに該当した日からその日を含めて60日経過する前につぎのいずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその就労困難状態Aが60日継続したと医師により診断されたときは、就労所得保障一時金をお支払いします。 「疾病入院保険」:①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと 「医療保険〔2005〕」:①主契約の高度障害保険金が支払われたこと <table border="1"> <tr> <td>支払対象</td> <td>●てんかんと診断され、就労困難状態Aに該当した場合</td> </tr> <tr> <td>支払対象外</td> <td>●働けない状態であっても、約款に定める就労困難状態Aに該当していないとき ●精神障害や妊娠・出産などを原因として就労困難状態Aに該当したとき ●医師の指示がないにもかかわらず、自らの意思で自宅などにとどまっているとき(*6) ●医師による治療を受けている場合でも、外出できる状態のとき(*6) (病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除く)</td> </tr> </table>	①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること	②在宅療養	つぎのいずれかに該当する状態 (ア)医師の指示にもとづく在宅療養 医師による治療(*1)が継続しており、かつ日本国内にある自宅など(障害者支援施設などを含まず)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し(*2)、自宅などからの外出が困難な状態(*3) (イ)特定障害状態 約款に定める特定障害状態に該当した状態 ※特定障害状態とは、国民年金法に定める障害等級1級または2級に相当するものとして約款に定めた状態 (ウ)障害等級1級または2級に認定 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(*4)(*5)	支払対象	●てんかんと診断され、就労困難状態Aに該当した場合	支払対象外	●働けない状態であっても、約款に定める就労困難状態Aに該当していないとき ●精神障害や妊娠・出産などを原因として就労困難状態Aに該当したとき ●医師の指示がないにもかかわらず、自らの意思で自宅などにとどまっているとき(*6) ●医師による治療を受けている場合でも、外出できる状態のとき(*6) (病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除く)
①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること												
②在宅療養	つぎのいずれかに該当する状態 (ア)医師の指示にもとづく在宅療養 医師による治療(*1)が継続しており、かつ日本国内にある自宅など(障害者支援施設などを含まず)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し(*2)、自宅などからの外出が困難な状態(*3) (イ)特定障害状態 約款に定める特定障害状態に該当した状態 ※特定障害状態とは、国民年金法に定める障害等級1級または2級に相当するものとして約款に定めた状態 (ウ)障害等級1級または2級に認定 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(*4)(*5)												
支払対象	●てんかんと診断され、就労困難状態Aに該当した場合												
支払対象外	●働けない状態であっても、約款に定める就労困難状態Aに該当していないとき ●精神障害や妊娠・出産などを原因として就労困難状態Aに該当したとき ●医師の指示がないにもかかわらず、自らの意思で自宅などにとどまっているとき(*6) ●医師による治療を受けている場合でも、外出できる状態のとき(*6) (病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除く)												
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金	所定の精神疾患により、就労困難状態Bに該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り	<ul style="list-style-type: none"> 就労困難状態Bとは、つぎの①②③いずれかに該当する状態をいいます。 <table border="1"> <tr> <td>①入院</td> <td>医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること</td> </tr> <tr> <td>②国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(*7)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態</td> <td></td> </tr> </table> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で定める障害等級1級または2級とは、つぎのとおりです。(2019年2月現在) <ul style="list-style-type: none"> ●障害等級1級:精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ●障害等級2級:精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 「精神疾患保障一時金特約」の保険期間満了前60日以内に就労困難状態Bに該当し、保険期間満了後にその就労困難状態Bが60日継続したと医師によって診断された場合、一時金をお支払いします。 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、就労困難状態Bに該当した日からその日を含めて60日経過する前につぎのいずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその就労困難状態Bが60日継続したと医師により診断されたときは、精神疾患保障一時金をお支払いします。 「疾病入院保険」:①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと 「医療保険〔2005〕」:①主契約の高度障害保険金が支払われたこと <table border="1"> <tr> <td>支払対象外</td> <td>●対象となる精神疾患で、医師の指示にもとづき在宅療養をしている場合 ●てんかんと診断され、就労困難状態Bに該当した場合</td> </tr> </table>	①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること	②国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(*7)		③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態		支払対象外	●対象となる精神疾患で、医師の指示にもとづき在宅療養をしている場合 ●てんかんと診断され、就労困難状態Bに該当した場合
①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること												
②国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(*7)													
③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態													
支払対象外	●対象となる精神疾患で、医師の指示にもとづき在宅療養をしている場合 ●てんかんと診断され、就労困難状態Bに該当した場合												

(*1)在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医業類似行為(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうおよび柔道整復など)は含まれません。また、就労困難状態となった原因の疾病または傷害の改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。例えば、再発防止や疾病予防を目的とする投薬のみを行っているケースは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。例えば、散歩、買い物などの行為は、リハビリに該当しません。

(*2)医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。例えば、アルコール性肝疾患で禁酒の指示が出されているにもかかわらず、飲酒している場合は、治療に専念していることにはなりません。

(*3)「自宅などからの外出が困難な状態」とは、つぎの①および②を満たすものをいいます。
 ①病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除き、活動の範囲が自宅などに制限されていること
 ②上記①の活動範囲の制限が、医師により証明された医学的な原因にもとづくこと

(*4)国民年金の保険料未納などの特別な事情で障害等級1級または2級に認定されない場合で、障害等級1級または2級と同程度の状態であると医師による証明があり、かつ、当社が認めるときは、障害等級1級または2級に認定された状態とみなします。

(*5)障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、「精神障害以外の障害または病状」が障害等級2級に満たない状態を除きます。

(*6)特定障害状態に該当している場合または障害等級1級・2級に認定されている場合を除きます。

(*7)障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、精神障害が障害等級2級に満たない状態を除きます。

▶ 前ページからの続き

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

通院特約	<ul style="list-style-type: none"> • 疾病通院給付金・災害通院給付金のすべての通算支払限度に達したとき • 主契約(*)の疾病入院給付金・災害入院給付金のすべての通算支払限度に達したとき • 主契約が「疾病入院保険」の場合、「災害入院特約」が解約等の理由で消滅したとき
総合先進医療特約	通算支払限度に達したとき
入院一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> • 主契約(*)の疾病入院給付金・災害入院給付金のすべての通算支払限度に達したとき • 主契約が「疾病入院保険」の場合、「災害入院特約」が解約等の理由で消滅したとき
ケガの特約	<ul style="list-style-type: none"> • 給付金のすべての通算支払限度に達したとき • 主契約の保険料払込みが免除されたとき
女性疾病入院特約	通算支払限度に達したとき
女性特定手術特約	<ul style="list-style-type: none"> • 給付金のすべての支払限度に達したとき • 支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき(この場合、当社にご連絡ください)
三大疾病無制限型長期入院特約	主契約が「疾病入院保険」の場合、「災害入院特約」が解約等の理由で消滅したとき
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金が支払われたとき
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金が支払われたとき
介護一時金特約	介護一時金が支払われたとき
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金が支払われたとき
終身特約	<ul style="list-style-type: none"> • 特約死亡保険金の全部をリビング・ニーズ保険金として支払ったとき(リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します) • 特約高度障害保険金を支払ったとき(高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します)

(*)主契約が「疾病入院保険」の場合は、主契約および災害入院特約とします。

04 契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶解約払戻金について、詳しくは [しおり 解約払戻金について](#) をご確認ください。

契約者配当金	特約には 契約者配当金がありません。
解約払戻金	<ul style="list-style-type: none"> • 「通院特約」「総合先進医療特約」「入院一時金特約」「ケガの特約」「女性疾病入院特約」「女性特定手術特約」「三大疾病一時金特約」「三大疾病無制限型長期入院特約」「就労所得保障一時金特約」「精神疾患保障一時金特約」「介護一時金特約」「認知症介護一時金特約」 解約払戻金はありません。 • 「終身特約」 <ul style="list-style-type: none"> • 契約時の年齢やご契約の経過年数などに応じて、当社所定の解約払戻金をお支払いします。 • 保険料払込期間中の解約払戻金は、保険料払込期間満了後の解約払戻金割合の70% (低解約払戻金割合)と低く設定しています(既払込保険料に対する割合ではありません)。 • ご契約から短期間で解約した場合、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

保険料

05 保険料の払込方法

- 保険料は被保険者の性別および満年齢によって決まります。
※主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢)。
- 具体的な保険料についてはパンフレット「[保険料表](#)」、「[ご提案書](#)」などをご確認ください。
- ▶▶保険料払込期間について、詳しくは [02 契約内容\(保険期間、保険料払込期間など\)](#) [P.2~11](#) をご確認ください。
- ▶▶特約の更新・継続について、詳しくは [09 特約の更新・継続について](#) [P.31](#) をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法は「月払」「半年払」「年払」があり、主契約と同一の払込方法で、特約保険料をプラスしてお払込みいただけます。

保険料払込期間

主契約の保険料払込期間が終身の場合

[通院特約](#) [入院一時金特約](#) [女性疾病入院特約](#) [三大疾病一時金特約](#) [介護一時金特約](#)

[認知症介護一時金特約](#) [終身特約](#) の保険料

特約保険料を終身お払込みいただけます。



[就労所得保障一時金特約](#) [精神疾患保障一時金特約](#) の保険料

特約保険料は、特約の保険期間満了年齢の誕生日の直後に迎える中途付加日の年単位の契約応当日の前日までお払込みいただけます。

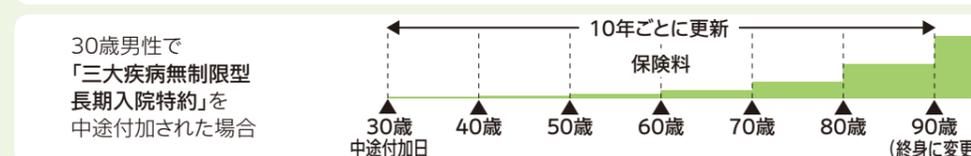
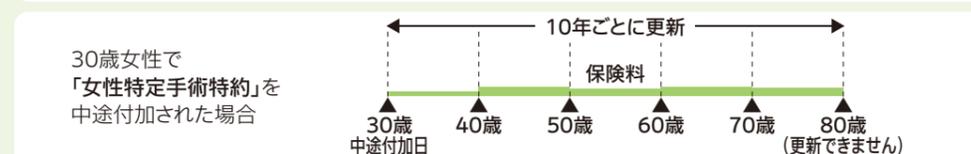
〈例〉特約の保険期間が60歳満期で、中途付加日が7月1日、誕生日が12月1日の場合



[総合先進医療特約](#) [女性特定手術特約](#) [三大疾病無制限型長期入院特約](#) の保険料

- 10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただけます。

※「医療保険〔無解約払戻金〕」に「三大疾病保険料払込免除特約」「特別保険料率に関する特則」を付加していない場合のイメージです。



[ケガの特約](#) の保険料

- 継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢、職業、保険料率によって決まります。

- 保険料払込期間が終身で、保険料の払方タイプが半額タイプの主契約に特約を中途付加した場合、その特約の保険料は半額になりません。

▶ 次ページへ続く

主契約の保険料払込期間が60歳／65歳払済の場合

通院特約 入院一時金特約 女性疾病入院特約 三大疾病一時金特約 介護一時金特約

認知症介護一時金特約 終身特約 の保険料

保険料払込期間が60歳／65歳払済の主契約に保険期間が終身の上記特約を中途付加する場合、**保険料払込期間を「①主契約と同一」または「②終身」から選択することができます。**ただし、同月に複数付加する場合は、保険料払込期間は「①主契約と同一」または「②終身」のいずれか一方しか選択できません。

①特約の保険料払込期間を「主契約と同一」とした場合

満60歳または満65歳の誕生日の直後に迎える**主契約の年単位の契約応当日**から特約保険料の負担がなくなります。



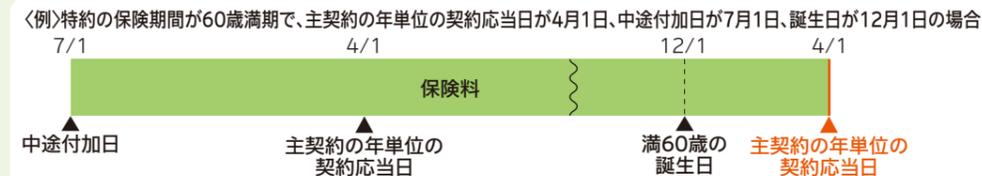
②特約の保険料払込期間を「終身」とした場合

特約保険料を終身お支払いいただきます。



就労所得保障一時金特約 精神疾患保障一時金特約 の保険料

特約保険料は、**特約の保険期間満了年齢の誕生日の直後に迎える主契約の年単位の契約応当日の前日まで**お支払いいただきます。

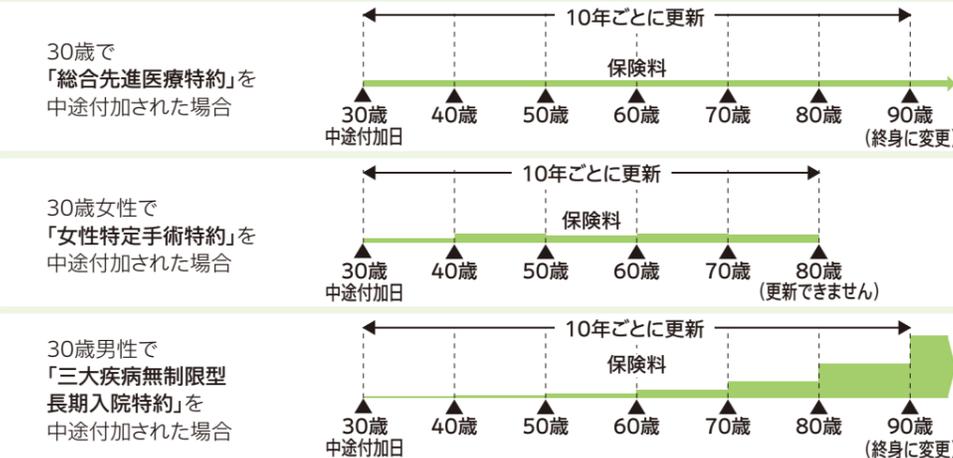


総合先進医療特約 女性特定手術特約 三大疾病無制限型長期入院特約 の保険料

満60歳または満65歳の誕生日の直後に迎える**主契約の年単位の契約応当日以降も保険料をお支払いいただきます。**

- ・10年ごとに更新があり、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- ・更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただきます。
- ・主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただき継続できます。(*1)

※「医療保険(無解約戻金)」に「三大疾病保険料払込免除特約」「特別保険料率に関する特約」を付加していない場合のイメージです。



ケガの特約 の保険料

- ・継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢、職業、保険料率によって決まります。
 - ・主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただき継続できます。(*1)
- (*1)「主契約」の保険料払込期間満了後の特約保険料のお支払いについて、詳しくは **09 特約の更新・継続** について **P.31** をご確認ください。

06 保険料払込みの流れ

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体・集団取扱」など)により異なります。なお、「女性特定手術特約」の**乳房の保障**および、「三大疾病一時金特約」の**がん(悪性新生物)の保障の開始には「待ち期間」があります。**

▶▶保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.36** をご確認ください。

個別取扱(月払)

- ★**中途付加日** : 現在ご契約中の「医療保険」の月単位の契約応当日
- ★**保障の開始(A)** : 待ち期間がある保障
第1回特約保険料の振替が完了した時と中途付加日のいずれか早い日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日
- ★**保障の開始(B)** : 待ち期間がない保障
第1回特約保険料の振替が完了した時と中途付加日のいずれか早い日

＜例＞申込み・告知が1月20日の場合(主契約に「責任開始期に関する特約」が付加されていない場合)



補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

団体・集団取扱(月払)

- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお支払いいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお支払いいただきます。
- ★**中途付加日** : 現在ご契約中の「医療保険」の月単位の契約応当日
- ★**保障の開始(A)** : 待ち期間がある保障
第1回特約保険料のお支払いが完了した時と中途付加日のいずれか早い日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日
- ★**保障の開始(B)** : 待ち期間がない保障
第1回特約保険料のお支払いが完了した時と中途付加日のいずれか早い日

＜例＞保険料払込日が25日の場合(主契約に「責任開始期に関する特約」が付加されていない場合)



補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。

(*2)裏書のお知らせ(承認通知書)は、ご契約いただいた特約の内容をお知らせします。現在ご契約中の「医療保険」の保険証券とともに大切に保管してください。

07 保険料に関する留意事項

- 所定の高度障害状態(*1)になった場合、または不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の身体障害状態になった場合は、中途付加した特約についてもその後の保険料のお払込みを免除します(「ケガの特約」は除く)。ただし、主契約が引受基準緩和型の医療保険の場合は、不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になった場合に、その後の保険料のお払込みを免除します。(*2)

(*1)主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、「保険金不担保特則」が付加されていない場合、高度障害状態になったときは高度障害保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。

(*2)主契約が「引受基準緩和型医療保険」、「引受基準緩和型新医療保険」、「引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕」または「引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕」の場合、主契約(主契約と同時に付加した特約も含みます)には病気を原因とする高度障害状態による保険料払込免除はありません。

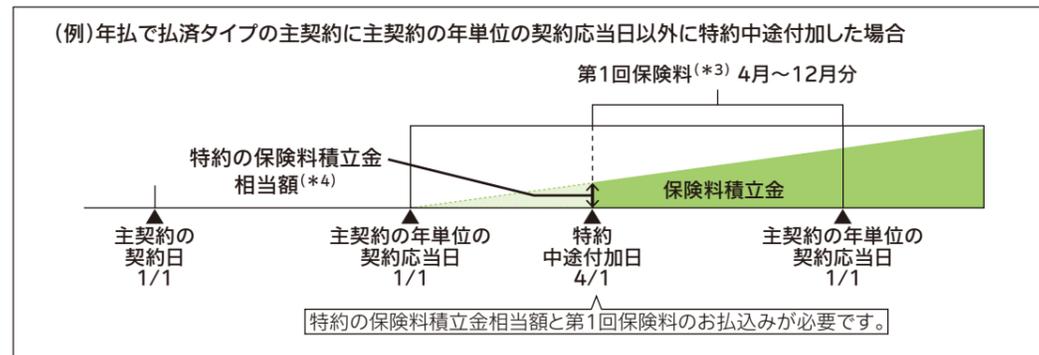
▶詳しくは **しおり** 保険料の払込免除について をご確認ください。

- 中途付加した特約の責任開始期前に保険料が払込免除となる原因が生じた場合で、中途付加した特約の保険料のお払込みが免除されないときは、その特約は無効となり、すでに払い込まれた特約の保険料を契約者に払い戻します。

- 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、調整保険料(払方調整保険料)が発生する場合があります。主契約の保険料払込方法が年・半年払で年・半年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料は付加月から直後に到来する主契約の年・半年単位の契約応当日の属する月の前月までの月数分相当の金額となります。

- 主契約の保険料払込期間が払済タイプのご契約で、年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料(*3)に加えて、保険料積立金相当額のお払込みが必要です。(*4)

▶詳しくは **しおり** 特約保険料の払込について をご確認ください。



(*3)主契約の保険料払込方法(回数)が年・半年払で、年・半年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料は付加月から直後に到来する主契約の年・半年単位の契約応当日の属する月の前月までの月数分相当の金額となります(「調整保険料(払方調整保険料)」といいます)。

(*4)中途付加する特約の保険料は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日における被保険者の満年齢によって計算します。そのため、中途付加日が年単位の契約応当日と異なる場合は、中途付加日時点で積み立てるべき保険料積立金が不足するため、保険料積立金相当額の払込みが必要です(「調整保険料(一括調整保険料)」といいます)。

- 特約の前納取扱いは主契約に準じますが、特約の保険期間を超える前納は取扱いません。

三大疾病保険料払込免除特約等について

- 主契約に「三大疾病保険料払込免除特約」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」が付加されていて免除事由に該当した場合は、中途付加した特約についてもその後の保険料のお払込みを免除します(「ケガの特約」は除く)。

- 「三大疾病保険料払込免除特約」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」を付加した主契約に特約中途付加する場合、中途付加した特約も「三大疾病保険料払込免除特約」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」が付加されている場合の保険料となり、付加されていない場合の保険料に比べ、高くなります。また、中途付加した特約に適用される「三大疾病保険料払込免除特約」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」の保険料率は、特約中途付加時点の健康状態で判定された保険料率が適用されます。

- 中途付加した特約に関する「三大疾病保険料払込免除特約」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」のがんの保障は中途付加した特約の責任開始日から3か月の待ち期間があります。がんの責任開始日の前日以前にがんが診断確定された場合、その特約は無効となり、すでに払い込まれた特約の保険料を契約者に払い戻します(「ケガの特約」は除く)。

- 中途付加した特約の責任開始期前に保険料が払込免除となる原因が生じた場合で、中途付加した特約の保険料のお払込みが免除されないときは、その特約は無効となり、すでに払い込まれた特約の保険料を契約者に払い戻します(「ケガの特約」は除く)。

保険料の高額割引制度 **終身特約**

保険金額500万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。

累計払込保険料について

就労所得保障一時金特約 **介護一時金特約** **認知症介護一時金特約** **終身特約**

「就労所得保障一時金特約」「介護一時金特約」「認知症介護一時金特約」「終身特約」を付加した場合、ご契約内容や経過年数などによっては特約給付金額、特約保険金額や解約払戻金が特約の累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

08 お引受けの条件

- 特約の被保険者は主契約の被保険者と同一とします。
- 被保険者の健康状態や仕事の内容などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。また、健康状態によって、それぞれの特約について「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」の条件を付けてお引受けできる場合があります（「ケガの特約」を除く。「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」の条件を付けてお引受けする場合、お客様あてに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。ご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出いただく場合があります。

特別条件特則(*)	特定疾病・部位不担保法	会社が指定した特定の疾病・部位について所定の期間保障しない条件でご契約をお引受けするものです。
	特定高度障害状態不担保法	高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは保障しない条件でご契約をお引受けするものです。
特別保険料率に関する特則		割増された保険料をお払込みいただくことでご契約をお引受けするものです。

(*)主契約に特別条件特則が付加されている場合は、特約にも本特則が付加され、主契約と同一の方法が適用されるものとします。なお、特約で不担保となる特定疾病・部位・状態は、主契約と同一となります。

- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。

また、下記の限度のほか、当社所定の制限を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

特約名称	契約の限度、給付金・保険金などの限度
通院特約 〔2013〕	<ul style="list-style-type: none"> ●契約の限度 主契約が「疾病入院保険」「医療保険〔2005〕」「医療保険〔2009〕」「引受基準緩和型新医療保険」「引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕」で通院特約（通院特約〔2013〕、引受基準緩和型通院特約Aを除く）が付加されている場合、中途付加できません。 ●通院給付金日額の限度 主契約の入院給付金日額の同額以下、かつ1,000円から10,000円まで（100円単位） ●ほかの給付金と通算した限度 被保険者1人につき、現在契約中の当社すべての「医療保険」「医療特約（特約MAXなどを含む）」の通院給付金日額を通算して12,000円まで
総合先進医療特約 〔2012〕	<ul style="list-style-type: none"> ●契約の限度 被保険者1人につき、通算して1特約のみ ※当社「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約のいずれかにご契約の場合には、新たな先進医療の特約をご契約いただけません（「21世紀がん保険」「アフラックのがん保険 f（フォルテ）」などに付加される「がん高度先進医療特約」は通算の対象ではありません）。
入院一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> ●特約給付金額の限度 主契約の入院給付金日額の20倍以下、かつ3万円から10万円まで（1,000円単位） ●通算限度 被保険者1人につき、本特約を通算して10万円まで
傷害特約 〔医療保険〕 （ケガの特約）	<ul style="list-style-type: none"> ●契約の限度 1契約につき、1特約のみ ●ほかの給付金と通算した限度 被保険者1人につき、「ケガの保険」「ケガの特約（「がん保険」の「ケガの特約」を含む）」の災害通院給付金を通算して日額3,000円（1特約）のみ
女性疾病入院特約 〔2013〕	<ul style="list-style-type: none"> ●契約の限度 被保険者1人につき、当社「医療保険」に付加する「女性疾病特約」「女性疾病入院特約」を通算して1特約のみ（「がん保険」の「女性疾病特約」は除く）
女性特定手術特約	<ul style="list-style-type: none"> ●契約の限度 被保険者1人につき、当社「医療保険」の「女性特定手術特約」および当社「がん保険」の「女性がん特約」を通算して1特約のみ

特約名称	契約の限度、給付金・保険金などの限度																														
三大疾病一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> ●特約給付金額の限度 主契約の入院給付金日額の200倍または100万円のいずれか小さい金額まで（30万円以上10万円単位） ●ほかの給付金と通算した限度 被保険者1人につき、当社「医療保険」の「三大疾病入院一時金」および「三大疾病一時金」の特約給付金額を通算して200万円まで 																														
三大疾病無制限型長期入院特約	<ul style="list-style-type: none"> ●契約の限度 ・1契約につき、1特約のみ ・主契約が「疾病入院保険」「医療保険〔2005〕」「医療保険〔2009〕」で長期入院給付特約が付加されている場合、中途付加できません。 ●特約給付金額の限度 主契約の入院給付金日額と同額のみ 																														
就労所得保障一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> ●特約給付金額の限度 30万円から200万円まで（10万円単位） ●通算限度 被保険者1人につき、本特約を通算して200万円まで 																														
精神疾患保障一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> ●特約給付金額の限度 30万円から100万円まで（10万円単位） ●通算限度 被保険者1人につき、本特約を通算して100万円まで ※就労所得保障一時金特約と同時に申込みいただく場合か、中途付加する主契約に就労所得保障一時金特約が付加されている場合のみ、中途付加できます。 																														
介護一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> ●特約給付金額の限度 30万円から500万円まで（10万円単位） ●通算限度 被保険者1人につき、本特約を通算して500万円まで 																														
認知症介護一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> ●特約給付金額の限度 30万円から500万円まで（10万円単位） ●通算限度 被保険者1人につき、本特約を通算して500万円まで 																														
終身特約 〔低解約払戻金〕	<ul style="list-style-type: none"> ●特約保険金額の限度 10万円から下記の範囲内（10万円単位） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢</th> <th>限度額(*1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満45歳以下</td> <td>2,000万円(*2)</td> </tr> <tr> <td>満46歳以上満65歳以下</td> <td>1,200万円(*2)</td> </tr> <tr> <td>満66歳以上満70歳以下</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>満71歳以上</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(*1) 過去3年以内に告知書扱で契約した当社の死亡保険金額などの通算 (*2) 主契約と中途付加する特約の保険料の払方タイプが「払済タイプ」の場合は、1申込につき990万円までとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ほかの保険金と通算した限度 「特別保険料率に関する特則」を付加しない場合は①のみを、「特別保険料率に関する特則」を付加する場合は①と②の両方を満たす必要があります。 ①被保険者1人につき、当社の「終身保険」「定期保険」「養老保険」、特約などの死亡保険金などの額を通算して下記の範囲内 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満15歳未満</td> <td>1,000万円(*3)</td> </tr> <tr> <td>満15歳以上満24歳以下</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>満25歳以上満70歳以下</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>満71歳以上</td> <td>1億円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(*3) 当社および他社などの死亡に関する保険金（災害死亡保険金などを含む）の通算</p> <ul style="list-style-type: none"> ②被保険者1人につき、当社の「終身特約（特別保険料率に関する特則付加）」「かしこく備える終身保険（特別保険料率に関する特則付加）」「終身特約（やさしいEVER用）」「やさしい終身特約」などの死亡保険金額を通算して下記の範囲内 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満20歳以上満60歳以下</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>満61歳以上満65歳以下</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>満66歳以上満70歳以下</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>満71歳以上</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の年齢	限度額(*1)	満45歳以下	2,000万円(*2)	満46歳以上満65歳以下	1,200万円(*2)	満66歳以上満70歳以下	500万円	満71歳以上	300万円	被保険者の年齢	限度額	満15歳未満	1,000万円(*3)	満15歳以上満24歳以下	1億円	満25歳以上満70歳以下	5億円	満71歳以上	1億円	被保険者の年齢	限度額	満20歳以上満60歳以下	1,000万円	満61歳以上満65歳以下	800万円	満66歳以上満70歳以下	500万円	満71歳以上	300万円
被保険者の年齢	限度額(*1)																														
満45歳以下	2,000万円(*2)																														
満46歳以上満65歳以下	1,200万円(*2)																														
満66歳以上満70歳以下	500万円																														
満71歳以上	300万円																														
被保険者の年齢	限度額																														
満15歳未満	1,000万円(*3)																														
満15歳以上満24歳以下	1億円																														
満25歳以上満70歳以下	5億円																														
満71歳以上	1億円																														
被保険者の年齢	限度額																														
満20歳以上満60歳以下	1,000万円																														
満61歳以上満65歳以下	800万円																														
満66歳以上満70歳以下	500万円																														
満71歳以上	300万円																														

「ケガの特約」のお引受けについて

ご契約をお引受けできるのは、下記「職業・職種分類A・B」に該当しない職業（職業・職種1級）です。下記「職業・職種分類A・B」に該当する職業の場合、「ケガの特約」はお引受けできません。

	ご契約をお引受けできない職業	ご契約(継続)後、職業を変更された場合
職業・職種分類A (職業・職種2級)	無職(主婦、幼児、学生、年金生活者は除く)、林業(山林現場作業者のみ)、漁業(漁船乗務員、海女、昆布採取など現場従事者)、炭坑作業従事者、土木建築業(大工、左官、寫職、道路工事、解体作業、ブルドーザー・クレーン操作員、下水道・トンネル・ダム・地下鉄工事)、高所作業(ビル窓拭き、高所溶接作業など)、産業廃棄物取扱者、潜水作業、サルベージ、造船作業、外線電工・架線員、トラック運転手、タクシー・ハイヤー運転手、自動二輪配達員、ヘリコプター搭乗員、港湾荷役作業、沖仲士、警備員、ガードマン、自衛隊航空機搭乗員 その他これらに類する職業	当社が承諾した場合に限り、保険期間満了の日の翌日に特約を継続することができます。ただし、継続後の特約保険料は、職業・職種1級の場合よりも高くなります。
職業・職種分類B	爆破作業、爆発物取扱者(花火取扱者を含む)、競馬・競輪・競艇選手、相撲力士、プロレスラー、プロボクサー、空手家、登山家、カーレーサー、オートレーサー、テストドライバー、テストパイロット、サーカス団員、スタントマン、猛獣取扱者 その他これらに類する職業	保険期間満了日をもって特約は終了します(継続することはできません)。



職業を変更された場合は、当社にご連絡ください。

「職業・職種分類A・B」に該当する職業に変更されたことについて、保険期間満了までに当社にご連絡がなかった場合、つぎのとおり継続後の給付金支払額を削減します。

- 職業・職種分類Aに該当する職業に変更された場合、当社の定める方法で一部削減
- 職業・職種分類Bに該当する職業に変更された場合、9割削減

09 特約の更新・継続について

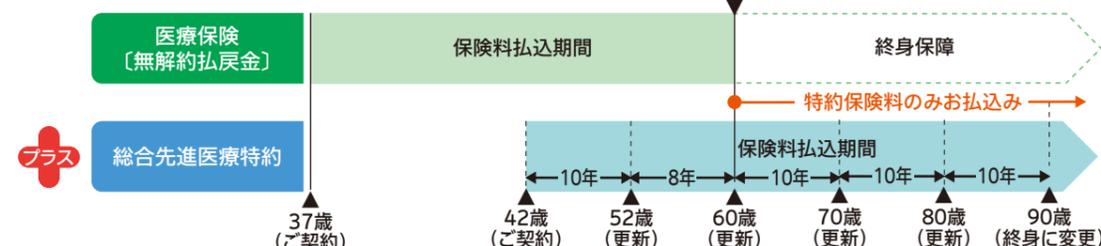
下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。**なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。また、「総合先進医療特約」「三大疾病無制限型長期入院特約」「女性特定手術特約」を更新した場合、給付金の支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金を通算して判定します。

▶詳しくは [しおり](#) 特約の更新について をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
総合先進医療特約	満80歳以下	10年満期(*)	<ul style="list-style-type: none"> ● 満81歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に更新して更新できます。 ● 保険料の払込みが免除されている場合でも、更新できます。
三大疾病無制限型長期入院特約			
女性特定手術特約	満70歳以下	10年満期(*)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料の払込みが免除されている場合でも、更新できます。 ● 満80歳以上の場合、更新できません。
	満71歳～満79歳	80歳満期	

(*)更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで**となります。主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料を年払でお払込みいただき継続できます。**特約の保険期間は10年で自動更新されます。ただし、特約保険料が当社の定める条件を満たすときは、お申出により月払または半年払への変更が可能です。

〈例〉「医療保険[無解約払戻金]」の60歳払済タイプを37歳で契約し、「総合先進医療特約」を42歳で中途付加された場合「医療保険[無解約払戻金]」の保険料払込期間満了



※主契約が「医療保険[2005]」「医療保険[2009]」で保険料払込期間60歳払済の場合も同様の更新となります。

「ケガの特約」の継続について

- 継続後の特約の保険期間は1年です。
 - 当社が承諾した場合、最長70歳まで継続できます。
 - 継続を希望しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。
 - 継続後の特約には、継続日現在の特約条項が適用されます。また、給付金の支払限度は、継続前の特約で支払われた給付金を通算して判定します。
 - 主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料を年払でお払込みいただき継続できます。**ただし、特約保険料が当社の定める条件を満たすときは、お申出により月払または半年払への変更が可能です。
 - つぎのいずれかに該当する場合、特約は継続できません。
 - 契約後、「職業・職種分類B」に該当する職業に変更されたとき
 - 継続後の特約保険期間満了日翌日の年齢が70歳を超えるとき
 - 主契約の保険料の払込みを免除しているとき
- ▶「ケガの特約」の継続について、詳しくは [しおり](#) 「ケガの特約」について をご確認ください。
- ▶「職業・職種分類B」に該当する職業について、詳しくは [08](#) お引受けの条件 [P.30](#) をご確認ください。

● 相談・照会・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶詳しくは [注意喚起情報 P.41](#) をご確認ください。

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

- 02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。 34
- 05 給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。 37
- 08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。 40 など

2

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、
保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

もくじ

ご契約に際して

- 01 反社会的勢力に該当する場合 33
- 02 告知義務 34
- 03 お申込みの撤回または解除 35
- 04 保障の開始 36

給付金・保険金、保険料など

- 05 お支払いできない場合 37
- 06 給付金・保険金などのご請求 38
- 07 ご契約の失効・復活 39

ご契約の解約・乗換え・見直し

- 08 解約と解約払戻金 40
- 09 新たな保険契約への乗換えや
ご契約の見直し 40

その他留意事項

- 10 保険会社の業務または財産の
状況が変化した場合 41
- 11 相談・照会・苦情の窓口 41

告知義務

▶▶参照  お申込にあたって

02

正しく告知していただかないと、
ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けて契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知)してください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

➕補足

- ・告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- ・当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金・保険金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け ●「特別条件特則」を付加することで条件付でお引受け
- 「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増してお引受け
- 一部特約のみをお断り ●お申込みをお断り



「告知義務違反」がある場合、
ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、特約の責任開始日から2年以内のとき
- 特約の責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金・保険金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除**  の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

03

お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの
撤回または解除ができます。

契約者(契約を申し込まれる方)は、「申込み」および「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)払込み」が**ともに完了した日からその日を含めて8日以内**であれば、申し込まれたご契約の**撤回**  または解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)ができます。この場合、払い込まれた保険料は返金します。
(クーリング・オフ制度)

〈例〉4月1日にお申込みの場合



【お申込みの撤回などの方法】

必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社宛てに文書を送付してください。

〈記入項目〉

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回の理由および撤回をしたい意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 特約種類 |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |
- ※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、
お申込みの撤回などができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取り下げること

04

保障の開始

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。

「女性特定手術特約」の乳房の保障、「三大疾病一時金特約」のがん(悪性新生物)の保障には、「責任開始期(日)」までの待ち期間があります。

当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

A	待ち期間 がある	「女性特定手術特約」の乳房の保障 「三大疾病一時金特約」のがん(悪性新生物)の保障
B	待ち期間 がない	上記以外の保障

個別取扱、団体・集団取扱 共通

Aの保障：「第1回特約保険料の振替が完了した時」と「中途付加日」のいずれか早い日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日から保障を開始とします。

Bの保障：「第1回特約保険料の振替が完了した時」と「中途付加日」のいずれか早い日から保障を開始とします。



(*) 中途付加日: 既にご契約の医療保険の月単位の契約応当日

補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

給付金・保険金、保険料など

05

お支払いできない場合

▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。

- **責任開始期(日)より前**に発病した病気や、責任開始期(日)より前に発生した不慮の事故を原因とする場合
- 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、**ご契約が失効** **用語** している場合
- **保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取消しとなった場合や、給付金・保険金などの**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
- **給付金・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または給付金・保険金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- **免責事由に該当**した場合
 〈例〉・原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
 ・「終身特約」の特約死亡保険金の場合、保障の開始から3年以内の被保険者の自殺

上記以外にも、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは **契約概要 P.12~21** のほか「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

- 「失効」とは
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

06

給付金・保険金などのご請求

給付金・保険金などのご請求の際は、当社または担当代理店までご連絡ください。

- 給付金・保険金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金・保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。**

インターネットの場合		お電話の場合
<p>アフラックホームページ</p> <p>こちらからアクセス</p> <p>キーワードで検索</p> <p>アフラック 給付金 検索</p> <p>ごちからアクセス</p> 		<p>アフラック 保険金コンタクトセンター</p> <p>0120-555-877 <small>通話料無料</small></p> <p><オペレーターによる受付></p> <p>受付時間:月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00</p> <p><24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き></p> <p>年中無休(24時間受付)</p> <p>●指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。</p>
<p>原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。</p>		
請求書類のお取り寄せ <small>パソコン スマートフォン</small>	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。	
請求書類のダウンロード <small>パソコン</small>	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。	
給付金デジタル請求サービス <small>パソコン スマートフォン</small>	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。	

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については、**契約概要 P.12～21**のほか「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金・保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
▶詳しくは **しおり**「指定代理請求特約」について をご確認ください。

+補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07

ご契約の失効・復活

保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効することがあります。

ご契約の失効

- 主契約が失効した場合、特約も失効します。
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎると、ご契約は**払込猶予期間満了日の翌日に失効**します。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます(「ケガの特約」を除く)。
特約のみの復活はできません。

08

解約と解約払戻金

解約払戻金の有無は
保険種類などによって異なります。

解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。

保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。

09

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、契約者にとって
不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短時間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「**告知義務違反**」による**解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**
▶詳しくは **02 告知義務** (P.34) をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

当社は「生命保険契約者保護機構」の
会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額・保険金額などが削減されることがあります。**
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保険契約者保護の措置が図られることがあります。**この場合にも、契約時の給付金額・保険金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

☎ **03-3286-2820** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。
ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

11

相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情を
お受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

☎ **0120-5555-95** 通話料無料 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
[土曜日] 9:00～17:00
※祝日を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

1

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

01 個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ) ……	43
02 特定個人情報等の取扱いについて ……	45
03 先進医療について ……	45
04 ダックの医療相談サポートについて ……	46
05 Web約款について ……	48

01 個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「アフラックの個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号(マイナンバー)および特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます)を含みません。特定個人情報等については、**その他重要事項 P.45**をご確認ください。

お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 当社、その関連会社・提携会社を取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④ その他保険業に関連・付随する業務

センシティブ情報

当社は保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

代理店制度

当社は代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。

なお、当社指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

- ① ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店(お客様担当代理店)
- ② 保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの案内・提供・維持管理などを行っている代理店(企業等担当代理店)
- ③ お客様担当代理店または企業等担当代理店が提携する当社の承認を受けた代理店
- ④ 保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店
- ⑤ その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

団体(集団)などとの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにお客様の個人情報を、当社と団体(集団)取扱契約を取り交わしている団体(集団)や、お客様が指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供します。

再保険

保険会社は、お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の出再を含みます)を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申込みいただいた場合には、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、つぎの項目を(一社)生命保険協会に登録します。

- ① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 死亡保険金額・災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日(復活日、復旧日または特約の中途付加日)
- ⑤ 取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その契約内容との相互照会を行います。

支払査定時照会制度

当社は、各生命保険会社など(*)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または共済契約など(以下「保険契約など」といいます)の解除、取消または無効の判断の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記「相互照会事項」の全部または一部について、共同して利用します。

(*)「各生命保険会社など」とは、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

■ 相互照会事項について

(一社)生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおりです。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故
※②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。支払査定時照会制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」のほか、当社または(一社)生命保険協会のホームページをご確認ください。

開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

02 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等の利用目的・利用

- 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

特定個人情報等の提供

- 当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

03 先進医療について

先進医療の制度などについて、詳しくは下記または厚生労働省のホームページをご確認ください。

調べる! 探せる! 先進医療サーチ <https://senshin-search.net/>

先進医療サーチ 検索

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術を「先進医療」といいます。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

04 ダックの医療相談サポートについて

「ダックの医療相談サポート」は一部を除き無償でご利用いただけるサービスです。



サービス内容

- **24時間健康電話相談サービス** (サービス提供会社：(株)ウェルネス医療情報センター)
健康や医療に関するご相談に、看護師などの医療専門スタッフ(医師を除く)が24時間365日お電話でお応えします。気になる体の症状や治療のご相談にも応じます。
ご契約者様とご家族がご利用いただけます。
- **介護電話相談サービス** (サービス提供会社：(株)ウェルネス医療情報センター)
公的介護保険制度の詳細やホームヘルパーの依頼先など、介護に関するご相談に専門のスタッフがお応えします。各種介護サービス会社・施設などもご紹介します。
ご契約者様とご家族がご利用いただけます。
- **セカンドオピニオンサービス** ベストドクターズ®・サービス (サービス提供会社：(株)法研)
セカンドオピニオンとは、納得がいく治療方法を選択できるように、現在診療を受けている主治医とは別の医師に診断や治療方針・方法など「第二の意見」を求めることです。このサービスでは、優秀な医師の中からご利用者様の病名や症状に合わせて専門医をご紹介します。
被保険者様がご利用いただけます。
- **治療を目的とした専門医紹介サービス** ベストドクターズ・サービス (サービス提供会社：(株)法研)
医師同士の相互評価で一定の評価を得た優秀な医師の中から、ご利用者様の病名や症状に合わせて専門医をご紹介します。医師から受診の承諾を得た後にご紹介しますので、紹介されたもの実際には診てもらえないなどという心配はありません。
被保険者様がご利用いただけます。
- **メンタルヘルス電話相談サービス** (サービス提供会社：(株)保健同人社)
こころの悩みや不安に対するご相談に医師や心理専門相談員がお電話でお応えします。
被保険者様がご利用いただけます。
- **メンタルヘルス面談サービス** (サービス提供会社：(株)保健同人社)
全国180か所(*1)の提携機関にて、医師や心理専門相談員による面談をご利用いただけます。
(*1)2019年2月現在
被保険者様がご利用いただけます。

※Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

対象の医療保険および各サービスについて、詳しくは下記URLをご確認ください。

URL <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/iryosoudansupport.html>

サービスに関する注意事項

■ダックの医療相談サポートに関する注意事項

- これらのサービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 対象の医療保険のご契約が有効である場合にご利用いただけます。対象の医療保険のご契約が終了している場合、また失効中の場合はご利用いただけません。
- これらのサービスは2019年6月24日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

■24時間健康電話相談サービス、介護電話相談サービスにおける注意事項

- 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療、介護に関する情報提供を目的としており、診療行為またはこれに類似するものではありません。
- 医療過誤・裁判係争中の問題に関するご相談、医師への相談または紹介、メンタルヘルスに関する相談はお受けすることができません。

■セカンドオピニオンサービス、治療を目的とした専門医紹介サービスにおける注意事項

- 病名が判明している場合に限りご利用可能です。また、すでに終了している治療についてのご相談やご依頼は受けられません。
- 救急に関するご相談やご依頼は受けられません。
- **医師の紹介料およびセカンドオピニオンの受診費用(相談料、診断料)以外は自己負担となります。 ※紹介状作成費用、交通費や宿泊費、検査や治療にかかる費用等は自己負担となります。**
- 医療過誤、裁判係争中の問題、および交通事故に起因する傷病等に関するご相談やご依頼は受けられません。
- 全ての病気・ケガを対象とするものではありません。
例えば①美容外科、心療内科、精神科、歯科および口腔外科に関するご相談やご依頼、②日常的にみられる傷病等の治療であって専門性を必要としないものに関するご相談やご依頼は受けられません。
- 医師の指定はできません。

■メンタルヘルス電話相談サービスに関する注意事項

- 1回のご利用時間は30分までとなります。

■メンタルヘルス面談サービスに関する注意事項

- 1年間(*2)に5回まで無料です。**6回目以降は有料となります。**
 - **医師との面談にかかる費用は自己負担となります。**
 - 1回のご利用時間は60分までとなります。
- (*2)4月1日～翌年3月31日までの期間を1年間とします。

05 Web約款について

「Web約款」とは、当社ホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
お申込みいただく保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、インターネットを利用して
ご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」と冊子の「ご契約のしおり・約款」があります。
当社では、お客様の利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- ① 当社ホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- ② 文字を拡大して閲覧できます。
- ③ キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- ④ ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①～③の手順で閲覧できます。

- ① インターネットで当社ホームページにアクセス
アフラックホームページ▶ <https://www.aflac.co.jp/>
- ② トップページ内の「Web約款」ご契約のしおり・約款をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ 「商品名」と「(予定)契約日」から該当の「Web約款」を選択